

岩手県告示第 386 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛 38 番地 2	平成 22 年 4 月 30 日